

尾張旭市職員採用試験（第1回）募集要項

【新卒等】

令和8年3月
尾張旭市役所人事課

- 試験問題は、特別な対策を必要としない内容です。
- 令和9年3月卒業見込み以外の方については、本人の同意を得た上で令和8年10月1日から令和9年3月1日の間に採用する場合があります。
- 障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者福祉手帳）をお持ちのかたも受験することができます。

1 職種、採用予定人数、受験資格等

職 種	採用予定 人数	受験資格（全ての項目に該当が必要）
保 育 士 （新卒等）	6名	①大学・短大・専門学校等を令和9年3月までに卒業または卒業見込みの方 ②大学／平成11年4月2日以降に生まれた方 （令和9年4月1日時点で27歳までの方） 短大・専門学校等／平成13年4月2日以降に生まれた方 （令和9年4月1日時点で25歳までの方） ③保育士資格取得又は令和9年4月1日時点で取得見込

※ 受験の際、障がいや理由とする配慮が必要な方は、事前に人事課までご連絡ください。

＝注意事項＝

- 採用予定人数は、令和8年3月時点の予定数であり、変更する場合があります。
- 令和8年度に実施する本市の採用試験内では、併願することはできません。
- 短期大学及び高等専門学校の専攻科（2年制）を卒業し、独立行政法人大学評価・学位授与機構から「学士」の学位を授与された方又は授与される見込みの方は、「大学」の区分での受験が可能です。
- 「専門学校」は、学校教育法による専修学校の専門課程のうち、総授業時間数が1,700時間以上で修学年限が2年以上のものに限ります。
- 日本国籍を有しない方も受験できますが、従事できる職務に制限があります。なお、採用日時点で、日本国内での就労制限のない在留資格を有していない場合は採用されません。
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 尾張旭市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和8年12月25日までに施行予定。以下「こども性暴力防止法」という。）第8条に該当する方は採用することができません。

※ 詳細は、別紙（本要項5ページ）をご確認ください。

2 試験の日程等（予定）

試験	試験科目	試験日等
1次	基礎能力検査、性格検査	令和8年5月17日（日） 場所：尾張旭市役所
2次	保育実技試験、面接試験	令和8年6月18日（木）から6月23日（火）までのうち2日間

3 合格者発表（予定）

1次試験	2次試験
5月28日（木）午後5時頃	6月末

※ 市ホームページにて公表します。試験結果をホームページで確認できない方は、人事課までお知らせください。合格者発表日時の詳細は、試験実施日にもお伝えします。

4 試験の内容

試験の種類	内 容
基礎能力検査	社会で必要とされる基礎的な知的能力、応用力、学力を測定する検査で、難易度は高校1～2年程度の教科書レベル ※ 市ホームページに例題を掲載していますので、参考にしてください。
性 格 検 査	職務の遂行に必要となる適応性をみる検査
保育実技試験	保育に必要となる実技に関する試験 ※ 詳細については、1次試験合格者にお知らせします。
面 接 試 験	個別面接

5 提出書類

提出時期	提出が必要な書類
1次試験受験時	【お持ちのかたのみ】 障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者福祉手帳）の写し
1次試験合格後 （6月10日必着）	①面接票（市ホームページからダウンロードしてください。） ②卒業証明書（卒業証書の写しは不可）又は卒業見込証明書 ③資格取得者については、必要な資格の資格証明書の写し

※ 面接票は、自筆してください。（データ貼付等は不可）

6 受験申込手続

申込方法	インターネット申込（原則） ※ 尾張旭市ホームページの職員採用試験のページまたは右記二次元コードから申込み ※ 障がい者の方等で、電子申請での申込ができないやむを得ない事情がある場合は、人事課までご連絡ください。	
受付期間	令和8年4月1日（水）午前8時30分から4月30日（木）午後5時まで	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申込後のデータを修正することはできません</u>ので、申込前に、入力内容の確認を必ず行ってください。入力事項を事前に把握し、申込ページ下部にある一時保存機能を使う等して申込みください。 ・ 受付期間内に申込データを受信完了したものに限り受け付けます。 ・ 使用されるパソコンや通信回線の障害等により申込が完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、<u>期限までに余裕を持って申込をしてください。</u> ・ 申込時に入力したメールアドレスに、申込完了通知が送信されます。<u>申込完了通知に記載されている「受付番号」が、後日受験番号を確認する際に必要となります</u>ので、控えておいてください。また、申込完了通知が届かない場合は、人事課までお電話でお問い合わせください。 ・ 申込内容等に不備がある場合は別途メール、または電話にて連絡をする場合があります。 	
受験票の作成	市ホームページの職員採用試験のページに掲載されている受験票に、 <u>市ホームページにて公表する受験番号を記入の上</u> 、インターネット申込時と同じ写真を貼付し、試験受付時に提示してください。 ※ 受験番号は、 <u>5月11日（月）午後5時頃</u> に市ホームページで公表予定です。	

7 採用

- (1) 採用予定日は、令和9年4月1日です。なお、**令和9年3月卒業見込み以外の方については、本人の同意を得た上で、令和8年10月1日から令和9年3月1日の間に採用する場合があります。**
- (2) 受験資格がないことや受験申込記載事項に不正があることが判明した場合には、試験合格後であっても、合格を取り消すことがあります。
- (3) 職種によって必要とされる資格・免許等が採用時まで取得できない場合には、採用されません。

参考 《令和7年度 採用試験実施状況》

職種	区分	受験申込者数	受験者数	最終合格者数	最終倍率 <small>(小数第2位四捨五入)</small>
保育士（新卒等）	大学・短大・専門学校	28	26	5	5.2

《勤務条件・福利厚生・研修制度》

1 給与（令和8年3月1日時点）

(1) 初任給の例（地域手当8%分を含む。）

大 学 卒	短大・専門学校卒
256,608円	240,408円

※ 職歴等による加算あり

(2) その他諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

期末手当及び勤勉手当が年2回（6月・12月）支給されます。

2 勤務時間（保育園勤務の場合）

午前7時から午後7時15分までの間のうち、7時間45分勤務

なお、従事する業務によっては時間外勤務を命じられることがあります。

3 休日・休暇

保育園勤務の場合、保育園は土曜日にも開園されるため、変則勤務となります。その場合は、週当たりの勤務時間が38時間45分となるよう、月曜日～金曜日の勤務で調整をします。なお、日曜日と祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休日となります。

ほかに、年次有給休暇（年間20日）や特別休暇（結婚、産前産後、出産介助、ボランティア等）、介護休暇、育児休業等の制度があります。

4 福利厚生

(1) 共済組合

愛知県市町村職員共済組合の組合員として、職員や家族の病気やケガ、出産、災害等に対する給付、退職・障がい・死亡に対する年金・一時金の給付、住宅購入資金等の貸付制度、宿泊施設等の福利厚生サービス等があります。

(2) 健康管理

心身ともに健康な状態で勤務できるように、年1回の定期健康診断や各職種に応じた健康診断を行っています。

(3) 互助会

職員の相互扶助や職員間の親睦を目的として、ボウリング大会等のレクリエーション事業、映画や演劇鑑賞等を選択して参加する選択参加事業、野球やゴルフ等のクラブ活動に対する助成等の各種事業を行っています。

5 職員研修

新規採用職員研修をはじめ、各階層別に多様な一般研修を実施しています。また、職員の希望に応じて受講できる専門研修のほか、自己啓発のための通信教育制度等があります。



試験に関する問い合わせ先

尾張旭市役所 企画部人事課（市役所北庁舎3階）
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1
電話 (0561) 76-8102（直通）
ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>



市職員に関する
ページはこちらから

※ ホームページでは、採用試験に関する情報のほか、よくある質問、市が求める人材像、先輩職員のインタビュー等、参考になる情報も掲載していますので、ぜひご覧ください。

別紙 こども性暴力防止法について

1 保育業務に従事する者の採用条件について

こども性暴力防止法（令和8年12月25日までに施行予定）第8条に該当する方は採用することができません。

- (1) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。以下「執行猶予者」という。）を除く。）で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- (2) 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- (3) 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又その執行を受けることがなくなった日から10年を経過しないもの

2 保育業務に従事する者の特定性犯罪の前科の有無の確認について

- 保育業務に従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、保育業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の1つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしているため、あらかじめ申込時に確認をしています。
- 特定性犯罪とは、不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等が該当します（未成年だけでなく、成人に対する性犯罪も含みます）。詳細は下記参照条文をご確認ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為